

アルゼンチン共和国

金融省

2018 年 3 月 25 日

2018 年 2 月 22 日、アルゼンチン共和国（以下、「共和国」）金融省は、以下に記載された共和国の日本法準拠の発行済債券（以下、「サムライ債」）の保有者に対し、添付の通知書に記載された申し出の条件にて未払いの請求を清算することをご提案しました（以下、「本件提案」）。¹

対象となるサムライ債のリスト

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 4 回債（1996 年）

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 5 回債（1999 年）

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 6 回債（2000 年）

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 7 回債（2000 年）

共和国の金融省は、全てのサムライ債の保有者に対し、2018 年 3 月 23 日時点で 103 名の債券保有者が本件提案の受入れに合意したことをお知らせします。これ

¹ 本件提案は、共和国が 2001 年に不履行としていた未払いの債券（サムライ債を含む）の保有者との間における請求の清算のための条件と全く同一です。2016 年、アルゼンチンの国会はこれらの条件を承認し、これにより共和国は本日に至るまでにこれら全ての未払いの請求の 99%を清算することができました。

ら 103 名の債券保有者は、サムライ債の各回債について合計で以下の未払い元本金額を保有しています。

回債	未払いの元本の総額* (円)	受け入れがあった元本の総額 (円)	未払いの元本の総額に占める割合
第 4 回債	334 百万円	181 百万円	54.2%
第 5 回債	90 百万円	60 百万円	66.7%
第 6 回債	559 百万円	234 百万円	41.9%
第 7 回債	895 百万円	268 百万円	29.9%

* 共和国により又は共和国に代わって保有されているサムライ債であって債券管理会社に提出されたものを除く

債券保有者の多数が本件提案を受け入れる回債については、共和国は、債権者集会において債券保有者に必要な決議を可決してもらうことにより、本件提案の条件をサムライ債の当該回債の全ての保有者に対して拘束力あるものとすることを企図しています。共和国は債券保有者との間で個別の和解契約を締結する権利は留保しますが、共和国はサムライ債の全ての保有者を含む解決策を見

出すことを引き続き優先し、速やかな清算と支払いに向けて取り組みます。したがって、共和国は債券保有者に対して本件提案を受け入れるようお勧めします。

本件提案を未だ受け入れていないサムライ債の保有者であって、そのようにすることを希望し、来たる和解手続きへの参加を希望する方は、2018 年 4 月 27 日までに以下のいずれかに連絡するようお願いします。

1. アルゼンチン共和国金融省

オズヴァルド コラソ（男性）（e-mail: osvaldocolazo@mfin.gob.ar）

ガブリエラ メドラノ（女性）（e-mail: gabrielamedrano@mfin.gob.ar）

2. アルゼンチン共和国の日本における代理人 小島国際法律事務所

アルゼンチンデスク

電話：03-3222-1408（月 - 金、午前 9:30 - 午後 5:30）、FAX：03-3222-1405

E-mail: argentina_desk@kojimalaw.jp

アルゼンチン共和国

[添付資料]

アルゼンチン共和国

金融省

2018 年 2 月 22 日

アルゼンチン共和国（以下、「共和国」）金融省は、以下に記載された共和国の日本法準拠の発行済債券（以下、「サムライ債」）の保有者に対し、当該保有者が以下に記載の条件にて未払いの請求を清算することをご提案すべくお知らせします（以下、「本件提案」）。

対象となるサムライ債のリスト

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 4 回債（1996 年）

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 5 回債（1999 年）

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 6 回債（2000 年）

アルゼンチン共和国円貨債券 - 第 7 回債（2000 年）

（重要な注記：疑義を避けるため、2005 年及び 2010 年に行われたエクステン
ジオファーを通じて共和国が提供し又は交付した債券は不履行となっておらず、

したがって、本件提案の対象とはならない。)

本件提案の条件

1. サムライ債に関する全ての未払いの請求を清算するため、共和国は、本件提案を受け入れたサムライ債の保有者に対し、各債券の元本の 150%と同額（以下、「提案和解金額」）を支払う。
2. 提案和解金額は、以下を含むがこれらに限られないサムライ債に関する全ての関連する請求を清算するものとする：(i) 元本及び全ての発生済みかつ未払いの利息、(ii) 適用ある弁護士費用及びその他の費用、並びに(iii) 提案和解金額を受領することに同意する債券保有者がこれらのサムライ債に関して共和国に対して取得済みの又は将来取得する可能性のある支払命令、判決、仲裁判断、費用命令又はその他の命令に基づく請求権。
3. サムライ債の保有者は、関連するサムライ債に関してかかる保有者が共和国に対して有することのある全ての請求権を全額免除し、免責する。

和解の一部として、共和国の要請に従い、保有者は東京地方裁判所に係属している訴訟（事件番号：平成 28 年（ワ）第 19581 号）における保有者のサムライ債に対応する全ての請求を取り下げるために必要な全ての

措置をとるものとする。

共和国は、サムライ債の保有者が本件提案を承認するため、債券の要項に従って全て又はいずれかの回債のサムライ債の債権者集会を開催する権利を留保します。そのように承認された場合、本件提案は当該回債のサムライ債の全ての保有者を拘束することになります。共和国はまた、本件提案に同意するサムライ債の保有者との間でのみ個別の和解を行う権利も留保します。したがって、共和国は債券保有者に対して本件提案を受け入れるようお勧めします。

共和国は、本件提案を受け入れ、そのために手配される和解手続きに参加することを希望するサムライ債の保有者に対し 2018 年 3 月 23 日までに以下のいずれかに連絡するようお願いします。

3. アルゼンチン共和国金融省

オズヴァルド コラソ（男性）（e-mail: osvaldocolazo@mfin.gob.ar）

ガブリエラ メドラノ（女性）（e-mail: gabrielamedrano@mfin.gob.ar）

4. アルゼンチン共和国の日本における代理人 小島国際法律事務所

アルゼンチンデスク

電話：03-3222-1408（月 - 金、午前 9:30 - 午後 5:30）、FAX：03-3222-1405

E-mail: argentina_desk@kojimalaw.jp

アルゼンチン共和国